

負担を求める手法ごとの論点整理

負担を求める行為	【論点①】政策目的の達成の手段として、正当な課税といえるか。	【論点②】課税客体を明確に定義し公平な課税ができるか。			【論点③】課税客体の担税力（税の負担能力）をどのように評価するか。	【論点④】政策目的を達成するための財源が確保できるか。徴税費が割高とならないか。	
		ア 明確な定義ができるか	イ 他の行為に負担を求めないことの公平性は確保できるか	ウ 課税免除や免税点等を設ける必要はあるか	ア 担税力をどのように測るか	ア 課税客体の把握にどれだけの行政コストがかかるか	イ 税収規模はどの程度見込めるか
駐車場への駐車	○ 次の2つが目的か。 ① 本市の行政サービスからの受益に応じた一定の負担を入洛客に求める。 ② 歩くまち・京都の推進（この場合、市民にも負担を求めることが考えられる。） ○ 駐車場の設置の抑制による町並み景観の保全という目的も考えられるのではないか。 ○ 税収の使途として、「中間取りまとめ」に掲げた施策を想定するということではないか。	○ 有料のものに限るか。無料の駐車場も対象とするか。 ○ より自動車の流入抑制の必要性が高い地域に限るとの観点から、区域を限定することは考えられないか。 ○ 例えば観光バスのみ課税とするなど、対象車種を限定することは考えられないか。	○ 公共交通機関の利用者と比較して、駐車行為にのみ負担を求めることは妥当か。 別紙「1 京都市における観光客の入洛利用交通機関別数（日本人）の構成比」参照	○ 月極駐車場や事業所・店舗に付随する駐車場は対象外とすべきか。 ○ 駐車可能台数が一定数以下の駐車場や、営業日数が一定日数以下の駐車場を除くべきか。 ○ 駐車料金による免税点を設けるか。 ○ 課税対象件数を少なくすると、税収規模が少なくなるほか、政策目的の達成に向けた効果が薄れる可能性があるのではないか。	○ マイカーや観光バスの利用に担税力を見出すことは可能か。	○ コインパーキング等の開設に行政への手続は必要ないが、全市の駐車場の把握をどのように行うか、また、全市の駐車場の把握に膨大な行政コストがかかることはないか。	○ 太宰府市の事例では、約8千万円（平成27年度決算）の税収がある。 ※ 本市の市営駐車場における年間延べ駐車台数は約150万台（うち観光バスは約11万台）
宿泊	○ 本市の行政サービスからの受益に応じた一定の負担を入洛客に求めることが目的か。 ○ 税収の使途として、「中間取りまとめ」に掲げた施策を想定するということではないか。	○ 旅館業法の許可施設を対象とした場合、ホテル及び旅館のほか、簡易宿所（いわゆる民泊等）も対象とすることは妥当か。 別紙「2 京都市における宿泊施設数」参照 ※ いわゆる民泊については、旅館業法とは別の法制度として整備される予定である。 ○ 旅館業法の許可を得ずに宿泊業を営む者（いわゆる違法民泊）の取扱いをどうするか。	○ 日帰り客に負担を求めないこととの公平性をどのように考えるか。	○ 課税免除の対象として、例えば修学旅行生などが考えられるが、これらを課税免除とすることは妥当か。 別紙「3 京都市における修学旅行生数」参照 ○ 宿泊料金による免税点を設けるか（東京都及び大阪府は1万円未満を免税点として設定）。 別紙「4 京都市における宿泊施設の平均宿泊単価」参照	○ 宿泊客の観光消費額を基に、宿泊客に担税力を見出すことは可能か。 ○ 宿泊料金の多寡を基に担税力を測ることは可能か。（より高額の宿泊料を支払える者により大きな担税力を見出せるか。また、低額の宿泊料金の施設の宿泊者の負担をどう考えるか。）	○ 旅館業法の許可事務は指定都市が行っており、把握は比較的容易とはいえないか。 ○ 営業実態の把握に多くの行政コストがかかることはないか。 ○ いわゆる違法民泊を対象とする場合、課税対象の把握に多くの行政コストがかかることはないか。	○ 東京都の平成27年度決算額は約20.7億円。また、大阪府の平年度税収見込額は約10億円。 ※ 本市における延べ宿泊客数は2,091万人（平成27年）
別荘の所有	○ 本市の行政サービスからの受益に応じた一定の負担を別荘の所有者に求めることが目的か。 ○ 地域管理の空洞化の予防や、良好な住環境の整備を図るという目的も考えられるのではないか。 ○ 税収の使途として、「中間取りまとめ」に掲げた施策を想定するということではないか。	○ どのような所有・利用形態の家屋を課税対象となる別荘と定義するか。例えば、相続等で空き家となっている家屋や、週末等一定期間のみ居住している家屋等を課税対象とするか。 別紙「5 総務省統計局「住宅・土地統計調査（平成25年）」における京都市の居住世帯のない住宅数」参照	○ 家屋の所有や利用の形態により負担の有無が生じることが、公平性の観点から妥当か。	○ 制度設計にもよるが、例えば一定の価格以下の家屋を対象外とすることは妥当か。 別紙「6 京都市における分譲マンションの販売戸数及び平均単価」参照	○ 居住用の家屋以外に家屋を所有できることに担税力を見出すことは可能か。	○ 別荘として利用しているかを把握するためには、利用実態を個別に確認する必要があるが、膨大な行政コストがかかることはないか。	○ 熱海市の事例では、約1万件の課税件数があり、約5.5億円の税収がある。

資料 3 に係る関連資料

1 京都市における観光客の入洛利用交通機関別数（日本人）の構成比（出典：京都観光総合調査）

※ 京都観光総合調査において、観光客とは、市外在住で通勤、通学以外の目的で入洛した人を指し、仕事、買物の目的で入洛した人を含むとされている。

	公共交通機関		車（マイカー）
	鉄道	バス	
27年	76.1%	17.6%	6.3%
26年	78.7%	11.4%	9.9%
25年	72.3%	12.6%	15.1%

（参考）京都市における観光客の市内利用交通機関（日本人）（出典：京都観光総合調査）

	鉄道	バス (市内バス)	貸切バス・ 観光バス	タクシー・ ハイヤー	自家用車	徒歩	自転車	その他
27年	60.1%	42.5%	9.5%	16.3%	7.3%	24.1%	1.4%	2.3%

（注）複数回答のため、合計が100%とならない。

	鉄道	バス	車（バイク 含む）	徒歩	自転車	その他
26年	45.1%	40.3%	18.6%	3.7%	0.8%	2.1%
25年	72.2%	46.7%	28.6%	11.4%	0.9%	4.3%

（注）複数回答のため、合計が100%とならない。

2 京都市における宿泊施設数

	ホテル	旅館	簡易宿所	合計
28年度(※)	173 (9.6%)	367 (20.4%)	1,257 (70.0%)	1,797 (100%)
27年度	163	369	696	1,228
26年度	162	380	460	1002
25年度	153	387	391	931

※ 平成28年12月末現在

(参考) 東京都及び大阪府における宿泊施設数 (平成27年度)

	ホテル	旅館	簡易宿所	合計
東京都	682(23.8%)	1,209(42.1%)	978(34.1%)	2,869(100%)
大阪府	387(28.5%)	750(55.3%)	220(16.2%)	1,357(100%)

(参考) 旅館業法における宿泊施設等の定義

名称	定義
ホテル	洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所及び下宿以外のもの
旅館	和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所及び下宿以外のもの
簡易宿所(※)	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿以外のもの
(参考)下宿	施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業
(参考)宿泊	寝具を使用して上記の施設を利用すること

※ 簡易宿所の例…ユースホステル、ゲストハウス、民宿、民泊、オーベルジュ

3 京都市における修学旅行生数 (出典：京都観光総合調査)

年	修学旅行生数	(参考)全国修学旅行対象生徒数
27年	109.3万人	338.8万人
26年	109.6万人	340.6万人
25年	110.2万人	344.6万人

4 京都市における宿泊施設の平均宿泊単価

(1) 京都市における旅館の客室単価（1室2名での1人当たり／サービス料込税金別）

（出典：京都市旅館実態調査（平成27年1月～12月））

食事条件	最低平均価格	最高平均価格
1泊2食付	17,197 円	33,339 円
1泊朝食付	11,159 円	21,512 円
食事なし	8,744 円	15,232 円

※ 「最低・最高」平均価格とは、調査対象とした旅館の年間を通した「最低・最高」価格の平均金額をいう。

(2) 京都市における民泊施設の1人1泊当たりの宿泊料金

（出典：京都市民泊施設実態調査（平成27年度実施））

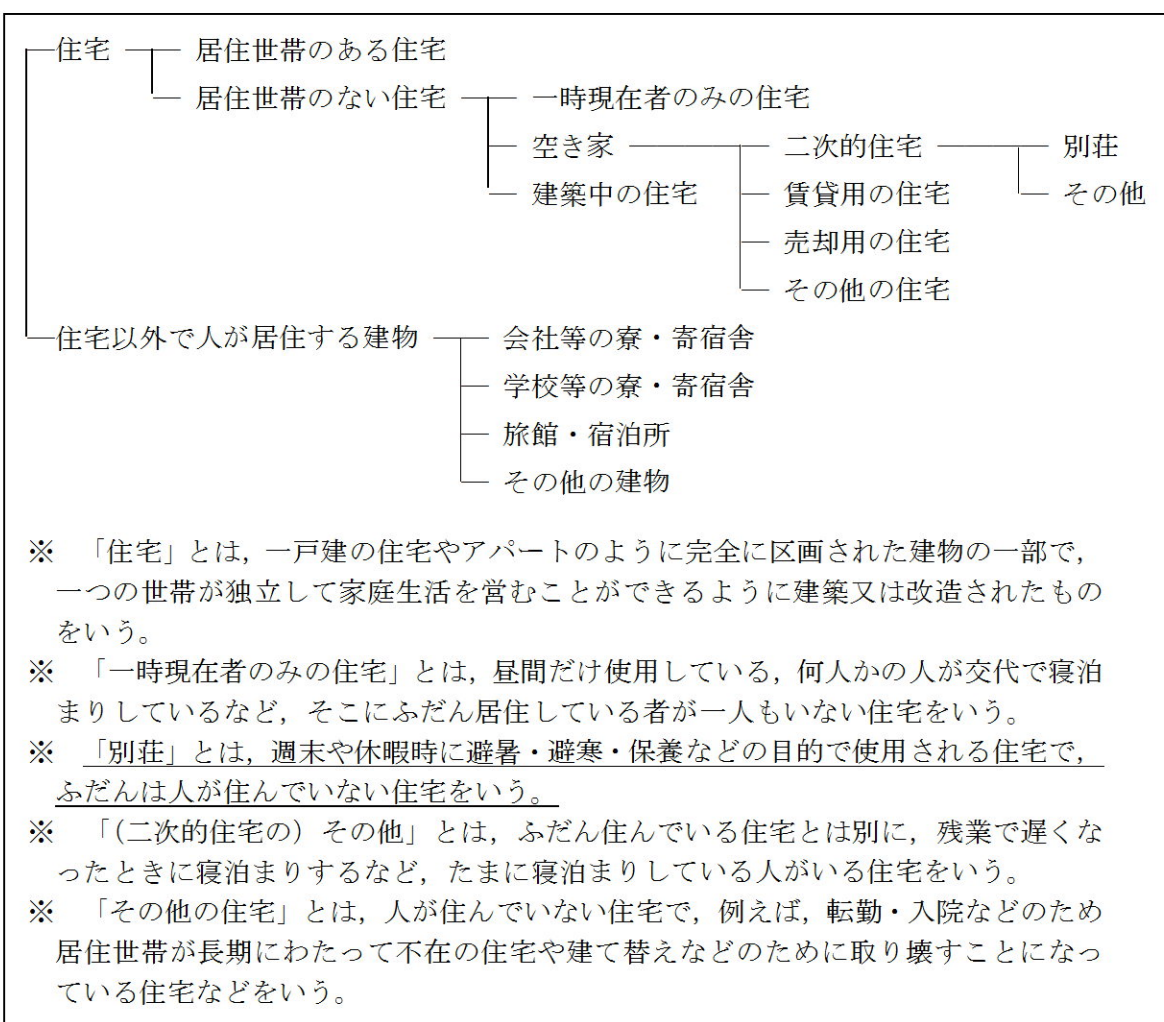
区	件数	¥1 ～ ¥3,000	¥3,001 ～ ¥6,000	¥6,001 ～ ¥9,000	¥9,001 ～ ¥12,000	¥12,001 ～ ¥15,000	¥15,001 ～ ¥18,000	¥18,001 ～ ¥21,000	¥21,001 ～ ¥24,000	¥24,001 ～	不明
北区	141	3	41	53	10	9	6	3	3	13	0
上京区	227	4	17	61	46	27	27	10	4	27	4
左京区	250	14	61	44	28	16	17	15	15	34	6
中京区	470	2	23	91	99	96	65	30	21	38	5
東山区	445	1	20	46	92	94	41	27	23	95	6
山科区	58	2	23	14	9	0	5	1	0	4	0
下京区	599	4	45	132	120	98	70	38	20	68	4
南区	168	0	23	37	21	26	19	17	11	14	0
右京区	143	2	31	44	23	20	6	3	5	8	1
西京区	43	0	8	11	10	7	4	2	1	0	0
伏見区	158	7	49	34	26	12	11	8	3	8	0
合計	2702	39	341	567	484	405	271	154	106	309	26
構成比	100%	1.4%	12.6%	21.0%	17.9%	15.0%	10.0%	5.7%	3.9%	11.4%	1.0%

※ 京都市民泊施設実態調査において、民泊施設とは、調査対象とした民泊仲介サイトに掲載されている施設とされている。

5 総務省統計局「住宅・土地統計調査（平成25年）」における京都市の居住世帯のない住宅数

	居住世帯のない住宅総数	一時現在者のみの住宅	二次的住宅（別荘）	二次的住宅（その他）	空き家（賃貸用）	空き家（売却用）	空き家（その他）	建築中
総数	121,600	6,000	1,500	3,900	58,900	4,900	45,100	1,400
一戸建	42,300	3,400	600	2,100	2,800	3,100	29,000	1,300
長屋建	6,100	200	100	100	2,400	200	3,100	0
共同住宅	72,800	2,300	800	1,600	53,700	1,700	12,700	0
その他	400	0	－	100	100	－	200	－

※ 住宅数については、抽出調査の結果を基に、推計して算出されたものである。



6 京都市における分譲マンションの販売戸数及び平均単価

(出典：(株)不動産経済研究所「近畿圏のマンション市場動向」)

(1) 分譲マンションの発売戸数

(単位：戸)

	発売戸数
28年	1,384
27年	1,574
26年	1,957

(2) 分譲マンションの平均単価

(単位：万円, ()内は㎡単価)

	平均単価
28年	5,296(75.6)
27年	5,124(74.5)
26年	4,288(58.0)

太宰府市「歴史と文化の環境税」の概要

区分	内容						
種別	法定外普通税						
目的等	歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するため						
課税客体	有料駐車場に駐車する行為 ※ 有料駐車場とは、市内にある有料駐車場のうち、次に掲げるもの以外の駐車場をいう。 (1) 月極の駐車場 (2) 事業所・店舗等に付随する駐車場 (3) 臨時的駐車場（駐車可能台数が5台以下又は営業日数が10日以下のもの）						
課税標準	有料駐車場に駐車する台数						
納税義務者	有料駐車場の利用者						
課税免除	障害者及び障害者に準ずる者						
税率	(1) 二輪車（自転車を除く。） … 50 円／回 (2) 乗車定員 10 人以下の自動車 … 100 円／回 (3) 乗車定員 10 人超 29 人以下の自動車 … 300 円／回 (4) 乗車定員 29 人超の自動車 … 500 円／回						
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者：有料駐車場の事業者）						
申告納入	4 月～7 月分は 8 月末日までに、8 月～11 月分は 12 月末日までに、12 月～3 月分は 4 月末日までに当該期間分の税額を申告納入 ※ 特別徴収義務者の申告納入に係る事務手続きは次のとおりである。 ① 特別徴収義務者は、有料駐車場ごとに、歴史と文化の環境税の特別徴収義務者としての登録を申請する。 ② 特別徴収義務者は、歴史と文化の環境税徴収義務者であることの指定を受ける。 ③ 特別徴収義務者は、4 月～7 月分は 8 月末日までに、8 月～11 月分は 12 月末日までに、12 月～3 月分は 4 月末日までに、当該期間分の徴収すべき歴史と文化の環境税に係る課税台数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、その納入金を納入書によって納入する。 ④ 特別徴収義務者は、帳簿等の記録を行い、保存する。						
税収規模	<table border="1"> <tr> <td>27 年度</td><td>80,820 千円</td></tr> <tr> <td>26 年度</td><td>72,193 千円</td></tr> <tr> <td>25 年度</td><td>66,879 千円</td></tr> </table>	27 年度	80,820 千円	26 年度	72,193 千円	25 年度	66,879 千円
27 年度	80,820 千円						
26 年度	72,193 千円						
25 年度	66,879 千円						
税収の使途	観光・産業の振興、環境の保全等（史跡地保存管理事業、史跡地ライトアップ事業、観光案内サイン整備事業、幹線道路周辺美化推進事業、臨時駐車場設置事業等） ※ 税収の使途については、歴史と文化の環境税運営協議会で出された意見や提言を踏まえ、目的税的普通税として、使途を明確化した上で活用している。						
施行日	平成 15 年 5 月 23 日						
その他	条例施行後 3 年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、条例について検討を加える必要がある。						

東京都及び大阪府「宿泊税」の概要

区分	内容			
課税団体	東京都		大阪府	
種別	法定外目的税			
目的等	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため		大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を諮る施策に要する費用に充てるため	
課税客体	ホテル又は旅館への宿泊			
	※ 大阪府では、平成28年12月に、課税対象施設に簡易宿所及び特区民泊（国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設）を加える宿泊税条例の改正条例が可決・成立した。現在、総務大臣協議中である。			
	※ ホテル又は旅館とは、旅館業法で規定するホテル営業又は旅館営業の許可を受けて営業を行う施設をいう。			
	※ 宿泊とは、旅館業法で規定する寝具を使用してホテル又は旅館を利用する行為をいう。			
	宿泊料金に含まれるもの	・ 素泊まりの料金 ・ 素泊まりの料金にかかるサービス料		
	宿泊料金に含まれないもの	・ 消費税等に相当する金額 ・ 宿泊以外のサービスに相当する料金（例）食事、会議室の利用、電話代等		
課税標準	ホテル又は旅館への宿泊数			
納税義務者	ホテル又は旅館の宿泊者			
課税免除	宿泊料金が1人1泊10千円未満の宿泊			
税率	1人1泊について 10千円以上15千円未満 100円 15千円以上 200円		1人1泊について 10千円以上15千円未満 100円 15千円以上20千円未満 200円 20千円以上 300円	
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者：ホテル又は旅館の経営者）			
申告納入	原則として、毎月末日までに前月分の宿泊税額を申告納入 ※ 特別徴収義務者の申告納入に係る事務手続きは次のとおりである。 ① 特別徴収義務者は、ホテル又は旅館ごとに、宿泊税の特別徴収義務者としての登録を申請する。 ② 特別徴収義務者は、宿泊税徴収義務者であることの指定を受け、これを証する証票の交付を受ける。 ③ 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月分の徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、宿泊税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、その納入金を納入書によって納入する。 ④ 特別徴収義務者は、帳簿の記載や書類の作成を行い、保存する。 ※ 特別徴収義務者に対して、特別徴収に要する経費の一部を補助するため、特別徴収交付金（東京都は特別徴収税額の2.5%（導入当初5年間は3%）、年間100万円を上限。大阪府も同程度を交付する予定。）を交付する。			
税收規模	27年度	2,076百万円	約1,090百万円（平年度見込み）	
	26年度	1,624百万円		
	25年度	1,314百万円		

税収の使途	(1) 外国人旅行者誘致の新たな展開 (ツイッター・フェイスブック等のSNSなど、多様な媒体を活用した情報発信等) (2) 魅力を高める観光資源の開発（外国人旅行者誘致に向けた観光資源開発等） (3) 受入環境の充実（道路・交通機関等における案内サインの多言語化等）	(1) 受入環境整備の推進（旅行者への観光案内、情報提供の充実・強化等） (2) 魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進（魅力溢れる観光資源づくり等）
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日
その他	条例施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、条例について検討を加える必要がある。	条例施行後5年ごとに、施策の効果、条例の施行状況等を勘案し、条例について検討を加える必要がある。

熱海市「別荘等所有税」の概要

区分	内容						
種別	法定外普通税						
目的等	自然環境や立地条件の良さから一戸建て別荘やリゾートマンションの建設が相次いだことにより、生活関連施設（ごみ処理、し尿処理、上下水道の整備）や安心、安全のための消防はしご車、救急車の整備等の行政需要が増大したことから、これらの経費の一部について、別荘等の所有者に応分の負担を求めるため						
課税客体	別荘等の所有						
課税標準	別荘等の延面積						
納税義務者	別荘等の所有者 ※ 別荘等の所有者とは、次の家屋の所有者をいう。 ① 本人又は家族が別荘等として所有する家屋 ② 他人に別荘として貸し付けている家屋 ③ 旅館業法の許可を受けていない寮、保養所等						
課税免除	国，地方公共団体等						
税率	650 円／㎡						
徴収方法	普通徴収（納期は 6 月，8 月，10 月，1 月の年 4 回）						
税収規模	<table border="1"> <tr> <td>27 年度</td><td>542 百万円</td></tr> <tr> <td>26 年度</td><td>556 百万円</td></tr> <tr> <td>25 年度</td><td>561 百万円</td></tr> </table>	27 年度	542 百万円	26 年度	556 百万円	25 年度	561 百万円
27 年度	542 百万円						
26 年度	556 百万円						
25 年度	561 百万円						
施行日	昭和 51 年 4 月 1 日						

